

(参 考)

明石市工事請負契約約款新旧対照表

改 正	現 行
(総則)	(総則)
第1条 (略)	第1条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 この契約に係る訴訟の <u>提起</u> については、 <u>発注者の所在地を管轄する</u> 日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。	11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12 (略)	12 (略)
第2条～第3条 (略)	第2条～第3条 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
1～5 (略)	1～5 (略)
6 <u>第48条第9号、第10号及び第12号の規定によりこの契約が解除された場合、第1項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金は発注者に帰属するものとする。</u>	(新設)
第5条～第9条 (略)	第5条～第9条 (略)
(現場代理人及び主任技術者等)	(現場代理人及び主任技術者等)
第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。	第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
(1) 現場代理人	(1) 現場代理人
(2) <u>主任技術者(建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者)、監理技術者(建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)又は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</u>	(2) <u>[]主任技術者若しくは[]監理技術者</u>
(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)	(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2～4 (略)

5 現場代理人、監理技術者等 (監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。) 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務 (監理技術者等 又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。) の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者 (これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 (略)

第13条～第23条 (略)

(工期の変更方法)

第24条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日 (第 22 条) の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条～第31条 (略)

2～4 (略)

5 現場代理人、主任技術者 (監理技術者) 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務 (主任技術者 (監理技術者) 又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。) の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者 (監理技術者)、専門技術者 (これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 (略)

第13条～第23条 (略)

(工期の変更方法)

第24条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日 (第 21 条) の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条～第31条 (略)

(検査及び引渡し)

第32条 (略)

第32条の2 発注者は、必要がある場合には、工事
施工の途中において、発注者の指定する出来形部分に
ついて検査を行うことができる。

第33条～第36条 (略)

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。なお、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当する場合には、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

第38条～第39条 (略)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、契約書のとおりとする。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、契約書のとおりである。

3 (略)

第41条 (略)

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

(検査及び引渡し)

第32条 (略)

(新設)

第33条～第36条 (略)

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第38条～第39条 (略)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 (略)

第41条 (略)

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、契約書のとおりとする。

第43条～第46条 (略)

(発注者の催告による解除権)

第47条(1)～(5) (略)

(6) 建設業法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたとき。

(7) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条(1)～(8) (略)

(9) 暴力団排除に関する特約に違反したとき。

(10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(11) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ～ト (略)

第49条～第54条 (略)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

年度 回

第43条～第46条 (略)

(発注者の催告による解除権)

第47条(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条(1)～(8) (略)

(新設)

(9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ～ト (略)

第49条～第54条 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 (略)

2～5 (略)

6 第2項の場合 (削る) において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

7 第2項の違約金は、発注者の受注者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

第56条～第58条 (略)

(相殺)

第59条 (略)

2 前項の場合において、相殺してなお発注者が受注者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 (略)

(あっせん又は調停)

第60条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第61条～第62条 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 (略)

2～5 (略)

6 第2項の場合 (第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(新設)

第56条～第58条 (略)

(相殺)

第59条 (略)

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 (略)

(あっせん又は調停)

第60条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者 (監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第61条～第62条 (略)

